

原議保存期間	30年(令和38年3月31日まで)
有効期間	一種(令和13年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長

警察庁丁運発第516号
令和7年8月29日
警察庁交通局運転免許課長

大型免許等を受けようとする者に対する講習の運用に関する細目について（通達）

大型車講習、中型車講習、準中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、大型旅客車講習、中型旅客車講習、普通旅客車講習、第一種免許に係る応急救護処置講習及び第二種免許に係る応急救護処置講習の運用に関する細目については、「大型免許等を受けようとする者に対する講習の運用に関する細目について（通達）」（令和元年11月15日付け警察庁丁運発第162号）により運用しているところであるが、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第56号）及び指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則（令和7年国家公安委員会規則第13号）により、普通第二種免許等に係る新たな教習方法等が施行されることに伴い、下記のとおり、所要の改正を行い、令和7年9月1日から運用することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、前記通達は、廃止する。

記

第1 基本的留意事項

1 講習指導員の資質の向上

講習指導員に対する教養及び研究会を随時開催し、知識、技能等の向上に努めること。

なお、新しく講習指導員となる者については、事前に十分な教養を行い、講習に関する知識・技能の習得を図ること。

2 講習の委託

(1) 委託契約の内容

講習を委託する場合は、あらかじめ講習実施方法、講習科目等の具体的な講習実施基準（以下「委託講習の実施基準」という。）を定め、これに基づいて講習が行われるようにすること。

なお、おおむね次の事項を内容とする委託契約によって講習の委託を行い、十分な講習水準が維持され、講習が適正に行われるよう常時指導に当たること。

ア 講習は、公安委員会が定める委託講習の実施基準に従って実施すること。

イ 講習の実施に関しては、公安委員会の指導監督に従うこと。

ウ 講習は、要件を充足する講習指導員が行うとともに、講習指導員に対し、随時必要な研修を受けさせること。

エ 講習指導員が免許の取消し又はその効力の停止処分を受けたとき、その他講習指導員として適当でないと認められる事情が生じたときは、その者を解任し又は必要な期間その者の業務を停止すること。

オ 講習が委託講習の実施基準に従って行われないうとき、その他委託契約の条項に著しい違反があったときは、公安委員会は直ちに講習の委託を解約することができること。

カ その他講習の適正な実施に必要な事項

(2) 講習委託費

講習委託費は、手数料収入との見合いにおいて、効果的な講習を行うに足りる額を支出できるよう予算措置をとること。

(3) 委託先の講習施設等

大型二輪車講習及び普通二輪車講習は、二輪車用の運転シミュレーターを使用して行うこととなるので、二輪車用の運転シミュレーターを備えているところに委託すること。

また、大型車講習、中型車講習及び準中型車講習（準中型自動車を使用した講習）における講習項目「5 悪条件下での運転」並びに大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習における講習項目「4 悪条件下での運転」についても、事実上運転シミュレーター、スキッドコース又はスキッドカーを使用して行うこととなるので、適応した運転シミュレーター等を備えているところに委託すること。

第2 講習実施上の留意事項

1 指定自動車教習所の教習との合同による実施

委託先が指定自動車教習所の場合には、「指定自動車教習所の教習の標準について（通達）」（令和7年6月18日付け警察庁丙運発第209号）に定められている「指定教習所の教習の標準」（以下「教習の標準」という。）のうち、それぞれ次に掲げるものに係る教習と合同で行うことができるものとする。

(1) 大型車講習、中型車講習及び準中型車講習（準中型自動車を使用した講習）

ア 「2 危険を予測した運転」

教習の標準の大型免許及び中型免許に係る技能教習の応用走行（第2段階）項目名8並びに準中型免許に係る技能教習の応用走行（第2段階）項目名21

イ 「3 危険予測ディスカッション」

教習の標準の第一種免許に係る学科教習の学科（二）（第2段階）項目名1

ウ 「4 夜間の運転」

教習の標準の大型免許及び中型免許に係る技能教習の応用走行（第2段階）項

目名 9 並びに準中型免許に係る技能教習の応用走行（第 2 段階）項目名 22

ただし、運転シミュレーターによる教習及び暗室における教習に限るものとする
こと。

エ 「5 悪条件下での運転」

教習の標準の大型免許及び中型免許に係る技能教習の応用走行（第 2 段階）項目名 10 並びに準中型免許に係る技能教習の応用走行（第 2 段階）項目名 23

ただし、運転シミュレーターによる教習及びスキッド教習に限るものとする
こと。

(2) 準中型車講習（普通自動車を使用した講習）及び普通車講習

ア 「1 危険を予測した運転」

教習の標準の準中型免許に係る技能教習の応用走行（第 2 段階）項目名 11 及び
普通免許・AT 普通免許に係る技能教習の応用走行（第 2 段階）項目名 13

イ 「2 危険予測ディスカッション」

教習の標準の第一種免許に係る学科教習の学科（二）（第 2 段階）項目名 1

ウ 「3 高速道路での運転に必要な知識」

教習の標準の第一種免許に係る学科教習の学科（二）（第 2 段階）項目名 17

エ 「4 高速道路での運転に必要な技能」

教習の標準の準中型免許に係る技能教習の応用走行（第 2 段階）項目名 12 及び
普通免許・AT 普通免許に係る技能教習の応用走行（第 2 段階）項目名 14

(3) 大型二輪車講習及び普通二輪車講習

ア 「1 危険を予測した運転」

教習の標準の大型二輪免許・普通二輪免許に係る技能教習の応用走行（第 2 段階）項目名 15

イ 「2 危険予測ディスカッション」

教習の標準の第一種免許に係る学科教習の学科（二）（第 2 段階）項目名 1

ウ 「3 二人乗り運転に関する知識」

教習の標準の第一種免許に係る学科教習の学科（二）（第 2 段階）項目名 18

エ 「4 ケース・スタディ（交差点）」

教習の標準の大型二輪免許・普通二輪免許に係る技能教習の応用走行（第 2 段階）項目名 13

オ 「5 交通の状況及び道路環境に応じた運転」

教習の標準の大型二輪免許・普通二輪免許に係る技能教習の応用走行（第 2 段階）項目名 14

ただし、当該講習は、上記エ「4 ケース・スタディ（交差点）」とオ「5 交通の状況及び道路環境に応じた運転」を 1 時間行うこととなるので、効果的な教習

及び講習ができない場合は、教習とは別に講習を行うよう配意すること。

(4) 大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習

ア 「1 危険を予測した運転」

教習の標準の大型第二種免許及び中型第二種免許に係る技能教習の応用走行（第2段階）項目名8並びに普通第二種免許・AT普通第二種免許に係る技能教習の応用走行（第2段階）項目名9

ただし、観察教習（運転シミュレーターによる教習を含む。）及び本項目及び教習の標準の学科教習の学科（二）（第2段階）項目名18を3時限連続で実施する場合のコメンタリードライビング（同一の種類の免許に係るものに限る。）に限るものとする。

イ 「2 危険予測ディスカッション」

教習の標準の第二種免許に係る学科教習の学科（二）（第2段階）項目名18

ウ 「3 夜間の運転」

教習の標準の大型第二種免許及び中型第二種免許に係る技能教習の応用走行（第2段階）項目名9並びに普通第二種免許・AT普通第二種免許に係る技能教習の応用走行（第2段階）項目名10

ただし、運転シミュレーターによる教習及び暗室における教習に限るものとする。

エ 「4 悪条件下での運転」

教習の標準の大型第二種免許及び中型第二種免許に係る技能教習の応用走行（第2段階）項目名10並びに普通第二種免許・AT普通第二種免許に係る技能教習の応用走行（第2段階）項目名11

ただし、運転シミュレーターによる教習及びスキッド教習に限るものとする。

オ 「5 身体障害者等への対応」

教習の標準の第二種免許に係る学科教習の学科（一）（第1段階）項目名17

(5) 第一種免許に係る応急救護処置講習

教習の標準の第一種免許に係る学科教習の学科（二）（第2段階）項目名2、3

(6) 第二種免許に係る応急救護処置講習

教習の標準の第二種免許に係る学科教習の学科（二）（第2段階）項目名19、20

2 教習の課程の指定を受けた特定届出教習所における教習との合同による実施

委託先が教習の課程の指定を受けた特定届出教習所の場合には、「届出自動車教習所業務指導の標準について（通達）」（令和7年2月28日付け警察庁丙運発第11号）に定める「届出自動車教習所業務指導の標準」（以下「届出自動車教習所業務指導の標準」という。）のうち、それぞれ次に掲げるものに係る教習と合同で行うことがで

きるものとする。

(1) 大型車講習、中型車講習及び準中型車講習（準中型自動車を使用した講習）

ア 「2 危険を予測した運転」

届出自動車教習所業務指導の標準の大型免許及び中型免許に係る教習カリキュラムの教習項目（2 危険を予測した運転）並びに準中型免許に係る教習カリキュラムの教習項目（2 危険を予測した運転（貨物自動車））

イ 「3 危険予測ディスカッション」

届出自動車教習所業務指導の標準の大型免許及び中型免許に係る教習カリキュラムの教習項目（3 危険予測ディスカッション）並びに準中型免許に係る教習カリキュラムの教習項目（4 危険予測ディスカッション（貨物自動車））

ウ 「4 夜間の運転」

届出自動車教習所業務指導の標準の大型免許及び中型免許に係る教習カリキュラムの教習項目（1 夜間の運転）並びに準中型免許に係る教習カリキュラムの教習項目（1 夜間の運転）

ただし、運転シミュレーターによる教習及び暗室における教習に限るものとする。

エ 「5 悪条件下での運転」

届出自動車教習所業務指導の標準の大型免許及び中型免許に係る教習カリキュラムの教習項目（2 悪条件下での運転）並びに準中型免許に係るカリキュラムの教習項目（2 悪条件下での運転）

ただし、運転シミュレーターによる教習及びスキッド教習に限るものとする。

(2) 準中型車講習（普通自動車を使用した講習）及び普通車講習

ア 「1 危険を予測した運転」

届出自動車教習所業務指導の標準の準中型免許に係る教習カリキュラムの教習項目（3 危険を予測した運転（普通乗用自動車））及び普通免許に係る教習カリキュラムの教習項目（1 危険を予測した運転）

イ 「2 危険予測ディスカッション」

届出自動車教習所業務指導の標準の準中型免許に係る教習カリキュラムの教習項目（5 危険予測ディスカッション（普通乗用自動車））及び普通免許に係る教習カリキュラムの教習項目（2 危険予測ディスカッション）

ウ 「3 高速道路での運転に必要な知識」

届出自動車教習所業務指導の標準の準中型免許に係る教習カリキュラムの教習項目（1 高速道路での運転に必要な知識）及び普通免許に係る教習カリキュラムの教習項目（1 高速道路での運転に必要な知識）

エ 「4 高速道路での運転に必要な技能」

届出自動車教習所業務指導の標準の準中型免許に係る教習カリキュラムの教習項目（2 高速道路での運転）及び普通免許に係る教習カリキュラムの教習項目（2 高速道路での運転）

(3) 大型二輪車講習及び普通二輪車講習

ア 「1 危険を予測した運転」

届出自動車教習所業務指導の標準の大型二輪免許及び普通二輪免許に係る教習カリキュラムの教習項目 1

イ 「2 危険予測ディスカッション」

届出自動車教習所業務指導の標準の大型二輪免許及び普通二輪免許に係る教習カリキュラムの教習項目 2

ウ 「3 二人乗り運転に関する知識」

届出自動車教習所業務指導の標準の大型二輪免許及び普通二輪免許に係る教習カリキュラムの教習項目 3

エ 「4 ケース・スタディ（交差点）」

届出自動車教習所業務指導の標準の大型二輪免許及び普通二輪免許に係る教習カリキュラムの教習項目 4

オ 「5 交通の状況及び道路環境に応じた運転」

届出自動車教習所業務指導の標準の大型二輪免許及び普通二輪免許に係る教習カリキュラムの教習項目 5

ただし、当該講習は、上記エ「4 ケース・スタディ（交差点）」とオ「5 交通の状況及び道路環境に応じた運転」を1時間行うこととなるので、効果的な教習及び講習ができない場合は、教習とは別に講習を行うよう配意すること。

(4) 大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習

ア 「1 危険を予測した運転」

届出自動車教習所業務指導の標準の大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る教習カリキュラムの教習項目 1

ただし、観察教習（運転シミュレーターによる教習を含む。）及び本項目及び教習の標準の学科教習の学科（二）（第2段階）項目名18を3時限連続で実施する場合のコメンタリードライビング（同一の種類の免許に係るものに限る。）に限るものとする。

イ 「2 危険予測ディスカッション」

届出自動車教習所業務指導の標準の大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る教習カリキュラムの教習項目 2

ウ 「3 夜間の運転」

届出自動車教習所業務指導の標準の大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る教習カリキュラムの教習項目 3

ただし、運転シミュレーターによる教習及び暗室における教習に限るものとする。

エ 「4 悪条件下での運転」

届出自動車教習所業務指導の標準の大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る教習カリキュラムの教習項目 4

ただし、運転シミュレーターによる教習及びスキッド教習に限るものとする（なお、本項目を代替的教習により行う場合は除く。）。

オ 「5 身体障害者等への対応」

届出自動車教習所業務指導の標準の大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る教習カリキュラムの教習項目 5

(5) 第一種免許に係る応急救護処置講習

届出自動車教習所業務指導の標準の第一種免許に係る応急救護処置教習カリキュラムの教習項目

(6) 第二種免許に係る応急救護処置講習

届出自動車教習所業務指導の標準の第二種免許に係る応急救護処置教習カリキュラムの教習項目

3 指導員の資格要件

講習と教習を合同で行おうとする場合は、当該教習に係る免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に行わせること。

4 教本及び視聴覚教材

(1) 大型車講習、中型車講習及び準中型車講習（準中型自動車を使用した講習）

危険予測ディスカッションに必要な知識等を内容とする、講習内容に即した教本を使用すること。

(2) 準中型車講習（普通自動車を使用した講習）及び普通車講習

危険予測ディスカッション、高速道路での運転に必要な知識等を内容とする、講習内容に即した教本を使用すること。

(3) 大型二輪車講習及び普通二輪車講習

ア 教本

危険予測ディスカッション、二人乗り運転に関する知識等を内容とする、講習内容に即した教本を使用すること。

イ 視聴覚教材

二人乗り運転に関する知識の講習については、二人乗りに関する法規制の内容及び運転特性に係る知識等を内容とするものを使用すること。

(4) 大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習

危険予測ディスカッションに必要な知識等を内容とする、講習内容に即した教本を使用すること。

また、身体障害者等への対応については、身体障害者、子ども、高齢者等交通弱者の行動特性を理解した運転行動と対応等を内容とするものを使用すること。

(5) 応急救護処置講習

第一種免許に係る応急救護処置講習にあつては、運転者が交通事故による負傷者を救護するために必要な知識のほか、心肺蘇生、自動体外式除細動器（AED）の使用、止血等の救護処置の具体的な方法について、分かりやすくまとめたものを使用すること。

第二種免許に係る応急救護処置講習にあつては、旅客自動車の運転者が交通事故による負傷者を救護するために必要な知識のほか、心肺蘇生、自動体外式除細動器（AED）の使用、止血、固定、包帯の使用等の救護処置の具体的な方法について、分かりやすくまとめたものを使用すること。

5 講習終了証明書の取扱い

講習を終了した者に対しては、大型車講習終了証明書、中型車講習終了証明書、準中型車講習終了証明書、普通車講習終了証明書、大型二輪車講習終了証明書、普通二輪車講習終了証明書、大型旅客車講習終了証明書、中型旅客車講習終了証明書又は普通旅客車講習終了証明書及び応急救護処置講習（一）終了証明書又は応急救護処置講習（二）終了証明書を交付すること（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第38条第18項）。

また、講習終了証明書を交付する際には、免許申請時に講習終了証明書（講習を終了した日から1年を経過しないものに限る。）を添付する（府令第18条の2第1項）こととされているので、講習終了証明書を持参する旨を教示すること。

なお、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号）第5条の規定による終了証明書の交付を受けた者については、免許申請時に指定教習課程を終了したものであることを確認することとなるので、終了証明書を持参する旨教示すること。